

電磁的記録による保有個人情報の開示及び保有個人情報開示手数料等の取扱い

平成 17 年 4 月 1 日
2005 年(総企)要領第 31 号
改正 平成 18 年 4 月 1 日

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号。以下「法」という。)第 24 条第 1 項に規定する電磁的記録についての開示方法、第 26 条第 1 項及び第 2 項に規定する手数料については、次のとおり定める。

(開示方法)

第 1 条 文書又は図画に記録されている場合には、次のいずれかにより開示を行う。

- 一 当該文書又は図画の閲覧(ただし、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、閲覧に代えて、その写しにより行う。)
- 二 当該文書又は図画を複写機により A3 判以下の大きさの用紙に複写したものの交付(三に掲げる方法に該当するものを除く。)又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
- 三 当該文書又は図画を複写機により A3 判以下の大きさの用紙にカラ - で複写したものの交付
- 四 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を F D、C D - R 又は D V D - R に複写したものの交付

第 2 条 電磁的記録については、次のいずれかにより開示を行う。

- 一 用紙に出力したものの閲覧
- 二 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
- 三 用紙に出力したものの交付
- 四 用紙にカラ - で出力したものの交付
- 五 F D、C D - R 又は D V D - R に複写したものの交付

(手数料)

第 3 条 法第 26 条第 1 項及び第 2 項に規定する手数料については、開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書 1 件につき 300 円とし、払込方法は現金、銀行振込又は郵便小為替とする。

2 次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一つの開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の法人文書を一件の法人文書とみなす。

- 一 一つの法人文書ファイルにまとめられた複数の法人文書
- 二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

(写しの送付料)

第4条 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して保有個人情報が記録されている法人文書の写しの送付を求めることができる。

この場合において、当該送付に要する費用は、郵便切手で納付しなければならない。

附則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。